

議案第 5 5 号

宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年（2 0 1 8 年）2 月 2 3 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（宝塚市一般事務手数料条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市一般事務手数料条例（平成 2 2 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4（6）の項中「第 1 1 5 条の 4 5 の 6 第 4 項の規定」を「第 1 1 5 条の 4 5 の 6 第 4 項に」に改め、同項を同表（8）の項とし、同表（3）の項から（5）の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表（2）の項の次に次のように加える。

（3） 指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	介護保険法第 7 9 条第 1 項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1 件につき 2 0, 0 0 0 円
（4） 指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	介護保険法第 7 9 条の 2 第 4 項において準用する同法第 7 9 条第 1 項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1 件につき 1 0, 0 0 0 円

（宝塚市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 宝塚市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成 2 5 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 項第 1 号」の次に「、第 7 9 条第 2 項」を、「指定地域密着型サービ

ス事業者」の次に「、指定居宅介護支援事業者」を加える。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(指定居宅介護支援事業の申請者の資格)

第4条 介護保険法第79条第2項の条例で定める者は、法人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の宝塚市一般事務手数料条例別表第4の規定は、平成30年4月1日以後の申請に係る手数料について適用する。